大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年３月30日

大阪広域水道企業団
企業長　竹山　修身

大阪広域水道企業団管理規程第９号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（測量） 第８条　（略） ２　（略） ３　前２項による測量を行おうとするときは、あらかじめ当該土地の所有者、占有者及び隣接地所有者に対し、了解を得なければならない。	（測量） 第８条　（略） ２　（略） ３　前２項による測量を行おうとするときは、あらかじめ当該土地の所有者、占有者、隣接地所有者及び地元関係者に対し、了解を得なければならない。
（異動報告） 第19条　所属長は、所管の固定資産（土地を除く。）が次に該当するときは、遅滞なく固定資産管理主任をして固定資産異動報告書を作成させ、事業管理部長に送付しなければならない。 (1)―(4)　（略） ２　（略）	（異動報告） 第19条　所属長は、所管の固定資産が次に該当するときは、遅滞なく固定資産管理主任をして固定資産異動報告書を作成させ、事業管理部長に送付しなければならない。 (1)―(4)　（略） ２　（略）
（使用料） 第25条　（略） (1) 土地（次号に該当する場合を除く。）　当該土地１平方メートル当たりの価額×（４／100）×使用面積 (2) 通行の用に供する土地又は特別高圧架空送電線線下敷の用に供する土地　当該土地１平方メートル当たりの価額×（２／100）×使用面積 (3) 建物　（当該建物の価額×（６／100）＋当該建物の敷地の１平方メートル当たりの価額×（４／100）×当該建物の敷地面積）×（当該建物の使用面積／当該建物の延べ面積） (4) 土地及び建物以外のもの　当該行政財産の価額×（６／100）×（当該行政財産の使用数量／当該行政財産の数量） ２　前項第１号及び第２号の土地の１平方メートル当たりの価額並びに同項第３号の建物の敷地の１平方メートル当たりの	（使用料） 第25条　（略） (1) 土地（次号に該当する場合を除く。）　当該土地１平方メートル当たりの価額×４／100×使用面積 (2) 通行の用に供する土地又は特別高圧架空送電線線下敷の用に供する土地　当該土地１平方メートル当たりの価額×２／100×使用面積 (3) 建物　（当該建物の価額×６／100＋当該建物の敷地の１平方メートル当たりの価額×４／100×当該建物の敷地面積）×当該建物の使用面積／当該建物の延べ面積 (4) 土地及び建物以外のもの　当該行政財産の価額×６／100×当該行政財産の使用数量／当該行政財産の数量 ２　前項第１号及び第２号の土地の１平方メートル当たりの価額並びに第３号の建物の敷地の１平方メートル当たりの価額

価額は、次により算定した価額とし、同項第３号の建物の価額及び第４号の行政財産の価額は、減価償却後の帳簿価額とする。 (1) 国税庁が公表する相続税路線価 (2) 前号の規定により難い場合は、市町村が決定する固定資産税路線価を補正率70パーセントで割り戻し、補正率80パーセントを乗じて得た価額（「固定資産税路線価」÷（70／100）×（80／100）） (3) 前２号の規定により難い場合は、地価公示法（昭和44年法律第49号）第２条第１項の規定に基づく標準地の公示価格（以下「公示価格」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第９条第１項の規定に基づく基準地の標準価格（以下「基準地価格」という。）に補正率80パーセントを乗じて得た価額（「公示価格」又は「基準地価格」×（80／100）） (4) 前３号の規定により難いと企業長が特に認める場合は、企業長が別に定める価額	については、近傍類地の価格等に比準して算定した価額とし、同項第３号の建物の価額及び第４号の行政財産の価額は、減価償却後の帳簿価額とする。
３―５　（略）	３―５　（略）
（費用の負担） 第28条　行政財産の使用の許可に当たり、申請者が負担すべき費用を企業団が支払う場合は、これに相当する額を前３条の規定により算定した使用料の額に加算する。	（費用の負担） 第28条　行政財産の使用を許可することにより企業団の負担金等が生じる場合は、これに相当する額を前３条の規定により算定した使用料の額に加算する。
（減免の基準） 第31条　使用料は、次に掲げるところによりこれを減額し、又は免除することができる。ただし、第28条の規定により加算した額については、減額し、又は免除することはできない。 (1)―(3)　（略）	（減免の基準） 第31条　使用料は、次に掲げるところによりこれを減額し、又は免除することができる。 (1)―(3)　（略）
（行政財産の貸付け） 第33条　（略） ２　第27条、第37条から第40条まで及び第42条から第44条までの規定は、行政財産を貸し付け、又は私権を設定する場合に準用する。この場合において、第27条中「使用料」とあるのは「貸付料」と、「第31条」とあるのは「第33条第２項において読み替えて準用する第43条」と、第37条から第39条まで及び第43条中「普通財産」とあるのは「行政財産」と読み替えるものとする。	（行政財産の貸付け） 第33条　（略） ２　前条及び第37条から第44条までの規定は、行政財産を貸し付け、又は私権を設定する場合に準用する。
（貸付料） 第39条　（略） (1)　（略） ア　営利を目的として使用する場合 当該土地１平方メートル当たりの価	（貸付料） 第39条　（略） (1)　（略） ア　営利を目的として使用する場合 当該土地の価額×7.4／100×当該土

<table>
<tr>
<td>
額×（7.4／100）×貸付面積

イ　アに掲げる場合以外の場合　当該土地1平方メートル当たりの価額×（5.6／100）×貸付面積

(2) 建物　（当該建物の価額×（9.7／100）＋前号に定める算式により計算した当該建物の敷地の貸付料相当額）×（当該建物のうち貸し付ける部分の面積／当該建物の延べ面積）
(3) 土地及び建物以外のもの　当該普通財産の価額×（9.7／100）×（当該普通財産のうち貸し付ける数量／当該普通財産の数量）
2　（略）
(1) 土地1平方メートル当たりの価額　第25条第2項の規定により算定した価額
(2) 土地以外のものの価額　減価償却後の帳簿価額
3　（略）

別表（第4条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">第1欄</td><td>第2欄</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">水道センター</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外</td><td>所長</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
地のうち貸し付ける部分の面積／当該土地の面積
イ　アに掲げる場合以外の場合　当該土地の価額×5.6／100×当該土地のうち貸し付ける部分の面積／当該土地の面積
(2) 建物　（当該建物の価額×9.7／100＋前号に定める算式により計算した当該建物の敷地の貸付料相当額）×当該建物のうち貸し付ける部分の面積／当該建物の延べ面積
(3) 土地及び建物以外のもの　当該普通財産の価額×9.7／100×当該普通財産のうち貸し付ける数量／当該普通財産の数量
2　（略）
(1) 土地の価額　近傍類似地の価格等に比準して算定した価額

(2) 土地以外のものの価額　帳簿価額

3　（略）

別表（第4条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">第1欄</td><td>第2欄</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">水道センター</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外</td><td>所長が指定する者</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。